

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2025 年 12 月 1 日

株式会社ツルハホールディングス
ウエルシアホールディングス株式会社

2025年12月1日

株式交換に係る事後開示事項

札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号
株式会社ツルハホールディングス
代表取締役社長 鶴羽順

東京都千代田区外神田二丁目2番15号
ウエルシアホールディングス株式会社
代表取締役兼社長執行役員 桐澤英明

株式会社ツルハホールディングス（以下「ツルハHD」といいます。）及びウエルシアホールディングス株式会社（以下「ウエルシアHD」といいます。）は、2025年4月11日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025年12月1日を効力発生日として、ツルハHDを株式交換完全親会社、ウエルシアHDを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2025年12月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

（1）会社法第784条の2（株主の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行ったウエルシアHDの株主はおりませんでした。

（2）会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

ウエルシアHDは、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項に従い、2025年11月10日付で、ウエルシアHDの株主に対し、本株式交換を行う旨、株式交換完全親会社であるツルハHDの商号及び住所、並びに買取口座を電子公告により公告しました。なお、会社法第785条第1項の規定に基づく株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株主の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第 796 条の 2 の規定による請求を行ったツルハ HD の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
ツルハ HD は、会社法第 797 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項に従い、2025 年 11 月 7 日付で、ツルハ HD の株主に対し、本株式交換を行う旨、株式交換完全子会社であるウエルシア HD の商号及び住所、並びに買取口座を電子公告により公告しました。なお、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、株主 12 名より普通株式 27,154,630 株につき株式の買取請求がありました。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条 4 号）

本株式交換によりツルハ HD に移転したウエルシア HD の株式の数は、本株式交換によりツルハ HD がウエルシア HD の発行済株式の全部（ただし、ツルハ HD が所有するウエルシア HD 株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のウエルシア HD の発行済株式からツルハ HD が所有するウエルシア HD の株式数を除外した 206,355,538 株です。なお、上記発行済株式は、後記 5. (6) 記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) ツルハ HD は会社法第 795 条第 1 項の規定により、2025 年 5 月 26 日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

- (2) ウエルシア HD は会社法第 783 条第 1 項の規定により、2025 年 5 月 27 日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) ツルハ HD は、本株式交換により、基準時のウエルシア HD の株主名簿に記載された株主（ただし、ツルハ HD を除きます。）に対し、その所有するウエルシア HD の普通株式 1 株につき 1.15 株の割合をもってツルハ HD の普通株式を割当交付いたしました。なお、ツルハ HD が割当交付した普通株式の総数は 237,308,868 株です。
- (4) 本株式交換により増加したツルハ HD の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。
- ① 資本金： 金 0 円
 - ② 資本準備金： 金 569,580,946,350 円
 - ③ 利益準備金： 金 0 円
- (5) ウエルシア HD の普通株式は、株式会社東京証券取引所プライム市場において、2025 年 11 月 27 日付で上場廃止となりました。
- (6) ウエルシア HD は、2025 年 11 月 18 日開催の取締役会の決議に基づき、基準時の直前の時点をもって、基準時の直前の時点において所有していた自己株式 114,730 株全てを消却いたしました。

以 上